

1人の首切りも許さない

N関労東 2005.5 No2

東日本NTT関連合同労働組合
 東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル
 労働運動センター1階
 TEL (03) 5820-2070 FAX (03) 5820-2080
 E-mail aaa@zc.wakwak.com
 http://www.n-kanrou.com

発行責任者：江尻 昭正 編集責任者：林 信行



威容を誇るNTT東日本人の痛みは分かるのか？

人事が あった
 ときに
 使うも
 ので、
 人事の
 話がな
 いのに
 考慮す

NTTに対しては、事情があることは分かった。上長とよく相談してくれ」との面交での発言に基づき、川崎営業支店に組織改革のステップ1にとり

なう配置転換に際し、私の事情について配慮していただきたい旨の「上申書」を提出したが、具体的にはあげてあるが、

H組合員(52才)が現在携わっている業務もアウトソーシングすることが判明。

N関労は、H組合員が、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」にある「転勤についての配慮」(第26条)をすべき対象者であることを確認し、業務上やむなく転勤する場合はこれを適用し、東京支店の品川ツインズビル内に就業場所を確保すること、と要望し続けています。

厚労省・神奈川県労働局、NTTを指導

法律上、Hさんは「介護・休業法」第26条の適用になる 転勤に際し、状況を把握し、本人の意向をしんしゃくすること

「この話にもならない」とのかたくな態度です。

団体交渉でも、まったくH組合員の実情を理解しようとして、杓子定規な対応に終始しています。

NTT労働委員会のあつせんも拒否

このため、東京都労働委員会に不誠実団体であつせんを依頼しましたが、NTTは「あつせんも拒否しています。」

このような、NTTの対応は、難病の家族を介護するものに対して、当人を精神的に追い詰めるものであり、極めて非人間的な姿勢であると受けとめざるを得ません。

労働局が、NTTを指導してくれたのが3月でしたが、その後無しのびです。

NTTは、介護・休業法を遵守し品川ツインズビルへ配置を!

- 2005.3.8 団体交渉
 会社の見解は以下の通り
- ・ 人員配置等、個別の問題は、面交になじまない
 - ・ 個別事情については、上長に言ってくれ
 - ・ 面交は、労働条件上の問題
 - ・ 上長との話について把握しているかどうか、答える必要はない
 - ・ 人事異動は介護休業法等を含めて配慮する。ただし、Hさんが、この26条に該当するかどうかは、ここで判断できない
 - ・ だれが判断するかは、言う必要はない
 - ・ 人事異動は、業務の必要性が第一。このなかで、上長は精一杯答えている。今の段階で、考慮できるか否か、結論出せない
 - ・ 今の判断としては、単身赴任はない

日本弁護士連合会の人権擁護委員会にも「人権救済申立」を行い受理されました。引き続き労使協議を行う他都道府県労働局における相談・あつせん制度の活用または訴訟などにより解決を図っていただくことが適切である」との回答をいただきました。

第三者機関の方々は「Hさんの状況を読んで、人事発令があるようなら、人事権の濫用だ。会社は裁判をやらせたら

ますよ。第三者の私が見てもおかし(と思っ)「NTTは特に官僚的です。民間になっていない」「NTTの常識は世間の非常識だ」とい、励ましてくれます。難病を抱える家族とともに働き続けられるよう品川ツインズビルへの配置を要求し続けます。

みなさんのご支援を心から訴えます。



一緒に悩み、考えます。お電話お待ちしています
 お気軽にご相談下さい!

(03) 5820-2070

Hさんの闘いに広がる支持の輪

NTTはHさんを品川ツインズビルに配置しろ！ 介護・休業法を遵守しろ！

H組合員の「介護をする妻がかかえて生活している事情を多くの仲間
に訴えてきました。この訴えによって理解と共感を得てきました
持株会社が法律を遵守するよう伝えると言ってくれているのですが、
今だに「東日本は、今の段階では配属できる」と言えないと、人権無視
の態度を変えていません。しかし、NTTの常識は世間の非常識」天下のN
Tが一人の労働者にそんな仕打ちをしているのかと怒りも広がっています



3月16日 神奈川支店前ヒラ
まき、申し入れ

N関労として事前に面会申
し入れたが、拒否され、Hさ
んが個人として人事担当を
尋ねたが「留守」とのこと。神
奈川ワークスユニオン山城
さん、17年振りのヒラまきの
Mさん、Hさんの問題はひと
ごととは思えませんが、協力
組合員のEさんなど、Hさん
の働き続ける条件を勝取る
ため、11人の仲間が結集し、



3月17日東京支店前ヒラまき、
申し入れ

N関労として申し入れを事前
に連絡したが申し入れは受け
ないと言われました。NTTの
労働者にヒラまきを、支持を
訴えました。
3月17日持株会社申し入れ
高木担当課長が対応され、以
下のやりとりをしました。

配転するならば、品川ツインズ
ビルへのヒラまきをしました。

介護休業法

26条 事業主は、労働者を転勤させよう
とするときには、育児や介護を行うこと
が困難となる労働者について、その育児又
は介護の状況に配慮しなければならぬ



(組合)配転にあたってH組合
員を配属するよう持株会社か
ら指導してください

(東日本の団交では、配属
することについてはすらない
今の状況から品川ツインズビル
に勤務できるようにNTT東日本
を指導願います。

(会社)ここは団体交渉の場
ではない、Hさんからこういう話
があったことは東日本会社へ伝
える。

4月20日神奈川支店 東日本
本社 持ち株会社へNTTリス
トラの中止を求める申し入れ
神奈川シティユニオンほかN関
労、電通労組等が05春の共同
行動 神奈川行動として申し入
れ行動を行いました。



神奈川支店前



東日本本社前



持株会社前

NTTリストラの中止を求める申し入れ (要旨)

去る3月9日札幌地裁において、貴社リストラに際して退職・再雇用に
応じなかった心臓病の持病を持つ労働者を、それと知りながら強制的に
配転訓練を行い過労死させたとして6600万円の損害賠償を貴社に求め
る判決がなされた。判決は、宿泊研修と死因に因果関係がある。会社
は男性の持病を認識しており、安全配慮義務に違反していた」としている。

これまで退職・再雇用に応じなかった数百名の労働者に単身赴任、長
距離通勤などの強制配転が行われ、上記「ステップ2」でこれら配転が拡
大していると聞く。これらの労働者の中に、判決にあるようなケースが数
多く存在しているのではないかと。

貴支店川崎法人営業で働くHさんに対し、難病の奥さんと小さな子供
さんを抱え、介護と家事いっさいを担っている状態で、遠距離通勤を伴う
配転が行われようとしていると聞く。言語道断である。これは人権問題で
ある。もしも、このような配転が行われるとすれば、私たち同じ神奈川で働
く労働組合・市民団体は、黙って看過するわけにはいかない。
私たちは、これらの事態を深く憂慮するとともに貴社が真摯に再考される
ことを訴える。

記

五、貴支店川崎法人営業・Hさんに通勤時間の延長となるような配転を
行わないこと

神奈川支店では、総務担当
2名が対応、次のやりとりをし
ました。
申入団Hさんのことに対して
法令にしたがって遵守して下さ
い。
(会社)法令は遵守する。申し
入れは預かる。
東日本本社では、時間の関

係上し正面玄関前で要請書
を読み上げ、手渡しました。
持株会社では、要請団が要
請書」を提出。NTTは法令は
遵守するよう伝えるとのこと
でした。
「使い捨てはコメンだー勝ち
取る、安心して働ける職場と
生活できる賃金を！05神奈川

支店前行動に駆けつけてくれ
た方々は、神奈川シティユニ
オン全国一般労働組合全国
協神奈川・全石油ゼネラル石
油労組川崎支部、横浜市従業
員労働組合財政支部、横浜市
従業員労働組合戸塚支部、横
浜市従業員労働組合泉支部、
学校事務職員労働組合神奈川、
日本板硝子共闘労働組合川崎
支部、郵政労働者ユニオン、神奈
川労働者ユニオンMCA労組、
春日雇労働者組合、電気通信
産業労働組合首都圏支部、横
浜分会の仲間の皆さんでした。
ありがとうございました。
安心して働き続けられる職
場確保のためにも頑張りま
す。